

## ご案内 郵送交付を希望される方へ

市役所へ来庁し、窓口まで出向くことが困難な方等のため、福祉タクシー券の郵送交付が可能です。必要な方は、次の郵送での申請・交付の方法を、参照してご準備ください。

ただし、郵送に必要な費用（切手代等）は、申請する方のご負担となります。

※ 窓口での交付も例年通り行いますので、必要な方のみご準備ください。

### 郵送での申請・交付の方法

送付用の封筒をご準備いただき、次の2点(ア・イ)を同封して、下の送付先へお送りください。

ア. **案内書（申請書兼受領書）** (今回同封しているA4サイズの書類です)

- ① 中段の**申請欄** 太線内の申請日などを、全て記入してください。  
必ず、「郵便申請」欄の「」に、チェックを入れてください。  
( 記入例：「 郵便申請」 )

返信用封筒(例)



イ. **返信用封筒**

- ① 定形郵便物サイズの封筒(長形3号など120×235mm以内)をご準備ください。
- ② 返信用封筒に、申請者の郵便番号・住所・氏名を記入してください。
- ③ 返信用封筒に、**必ず、郵便切手（現行）254円分を貼付け**てください。

なお、今後、郵便料金の値上げがあった場合は、不足分を追加で貼付けてください。  
案内書(申請書兼受領書)と一緒に市へ郵送

※ 橿原市から申請者へは「特定記録」で郵便局に配達を依頼します。

### 《 注意事項 》

- \* 電話・FAX・Eメール等での申請は、受け付けておりません。
- \* 障がい福祉課に申請書類が到着してからタクシー利用券が申請者に配達されるまで15日程度かかります。申請書類に不備がある場合、さらに日数がかかります。
- \* 特定記録を利用しますので、タクシー利用券は、返信先の郵便受箱に配達されます。受領印の押印などは、求められません。
- \* 令和5年度のタクシー利用券【クリーム色】は、令和6年3月31日が利用期限となります。お持ちの場合は、期日を過ぎてから破棄してください。

< 送付先 > ※ 点線部分を切り取って、送付用封筒に貼り付けていただいても結構です。

〒634-8509 橿原市内膳町1丁目1番60号  
橿原市分庁舎  
橿原市 障がい福祉課 福祉タクシー担当

